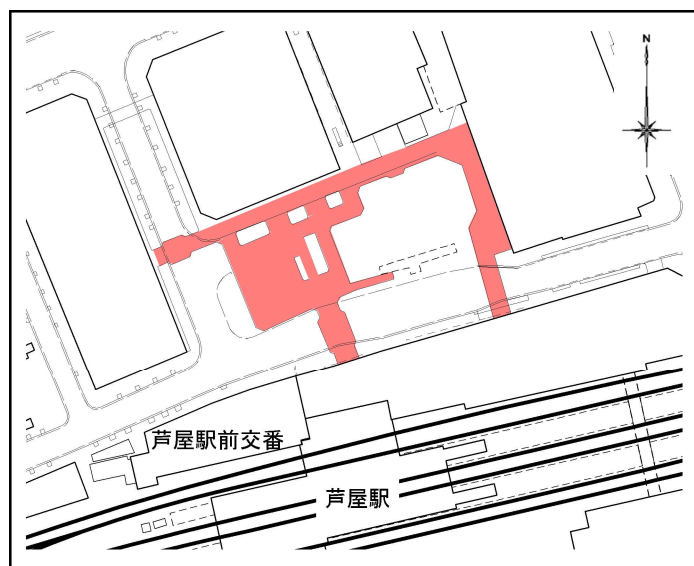


芦屋市ネーミングライツパートナー
(ペDESTロリアンデッキ)募集要項【随時募集】

芦屋市では、公共施設等の安定的な運営・管理のための財源確保を図るため、対象施設等に愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する民間事業者等（以下「パートナー」という。）を募集します。

1 対象施設等

- (1) 施設名称 ペDESTロリアンデッキ
- (2) 所在地 芦屋市船戸町4番（下記図着色箇所）



- (3) 利用頻度

年 度	イベント件数	備考
令和4年度	80件（6件）	啓発運動・広報活動、募金活動、献血活動、撮影など
令和5年度	82件（7件）	

※カッコ内は市主催によるイベント件数

2 募集の概要

- (1) 応募資格

応募資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

ア 代表者及び役員が破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成1

1 年法律第 2 2 5 号) 等による手続き中である者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している民間事業者等、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている民間事業者等、その他芦屋市暴力団排除条例（平成 2 4 年芦屋市条例第 3 0 号）第 2 条第 1 号及び第 3 号に該当する者

エ 公租公課を滞納している者

オ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている者

カ 本市の指名停止基準による指名停止を受けている者

キ その他市長が適当でないと認める者

(2) 協定期間

原則、5 年間とし、始期及び終期は双方協議の上、決定することとする。

(3) 命名権料

ア 命名権料の最低制限価格は、年額 2 0 万円（消費税抜き）とする。

イ 消費税を含まない年額で提案すること。その際、最低制限価格以上の額で提案すること。ただし、支払い時には別途、消費税及び地方消費税が必要となることに留意すること。

ウ 協定期間の始期が会計年度の途中からとなる場合、協定期間に相当する命名権料を月割りで算出する。

エ 納付方法は、年度ごとに本市の請求に基づき、各年度分を 4 月 3 0 日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して前納することを基本とする。ただし、協定年度分の納付期限については、甲が請求を行った日から原則 2 週間以内とする。

オ エの納付期日までに命名権料を納付しないときは、延滞期間に応じ、命名権料に芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和 3 3 年条例第 1 4 号）に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

カ 徴収した命名権料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(4) 愛称について

ア 愛称に係る条件

対象施設等に付す愛称は、対象施設等の設置及び実施目的にふさわしく、市民が親しみを持てるものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (ア) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (イ) 社会問題についての主義・主張に関するもの
- (ウ) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (エ) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (オ) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (キ) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (ク) 法令等に反するもの
- (ケ) 求人広告に関するもの
- (コ) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (サ) 貸金業に関するもの
- (シ) その他、当該対象施設等の愛称として適当でないと市長が認めるもの

イ 提案する愛称について

提案する愛称は「芦屋〇〇デッキ」「〇〇芦屋デッキ」「〇〇デッキ芦屋」とし、「デッキ」及び「芦屋」という名称は必ず使用すること。なお、「芦屋」については、漢字以外の使用も可とする。

(5) 愛称標示について

ア 期間

愛称標示の期間は、協定期間の始期以降から期間終了日までとする。

イ 標示に係る条件

- (ア) 企業名、商品名等を含む日本語及び英語アルファベットに限る。
なお、フォントや色等については現状の雰囲気を損ねないこと。（企業ロゴやマークの使用を指定した提案可とする。ただし、企業ロゴやマークについては、応募者が権利を有する登録商標であることを

前提とする。)

- (イ) 協定期間中、愛称を変更することはできない。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、市から同意を得た場合は、この限りでない。

ウ 設置場所及び寸法

芦屋市屋外広告物条例（平成２７年芦屋市条例第５４号）及び同条例施行規則において、ペDESTリアンデッキは広告物を設置等できない物件である橋扱いとなるため、同デッキの外周柵への広告物設置等は認められない。ただし、広場扱いされている箇所については、この限りではないが協定締結後に市とパートナーとが協議して決めるものとし、芦屋市屋外広告物条例の取り扱い等については、パートナーの責任において所管課に確認すること。

エ 費用負担の区分

- (ア) 対象施設等に冠した看板等の新設・変更に係る費用及び協定期間終了又は協定の解除に伴う原状回復費用については、パートナーの負担とする。
- (イ) パートナーとの協定の締結後又は協定期間終了後に市が作成する印刷物や市ホームページ等における対象施設等の名称表示の変更については、市の負担とする。

オ その他

看板等の新設・変更に際して、芦屋市屋外広告物条例（平成２７年芦屋市条例第５４号）及び同条例施行規則を遵守すること。また、必要な届出は市が行うこととするが、当該届出に必要な書類等の作成を行うこと。なお、景観アドバイザーの意見を聴く場合があることに留意すること。

3 応募手続

(1) 募集要項の配布

市ホームページに募集要項、応募様式等を掲載しているので、ダウンロードすること。

(2) 質問の受付

ア 質問の方法

質問の要旨を簡潔にまとめ、「芦屋市ネーミングライツパートナー

（ペDESTロリアンデッキ）募集に関する質問書」を電子メールで送信すること。

イ 質問の受付期間

随時

ウ 質問の受付

都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

電子メールアドレス：douro@city.ashiya.lg.jp

エ 質問に対する回答の方法

受付後、概ね5日以内に行う。

(3) 応募書類の提出

ア 応募書類

「芦屋市ネーミングライツパートナー応募書類一覧」のとおり。

なお、応募書類はデータファイル（ワード、エクセル、PDF）でも提出すること。

イ 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部（1部ずつA4ファイルに綴じること。）及び応募書類のデータファイル（CD化等）1部

ウ 注意事項

(ア) 応募書類については、ページ番号（全ページの通し番号）を付記の上、資料番号ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入すること。また、添付書類は各様式の後に添付し、インデックスを貼付すること。

(イ) 提出された書類等は返却しない。

(ウ) 応募のために生じる一切の費用について事業者の負担とする。

(エ) 必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。

(オ) 提出された書類については、「芦屋市情報公開条例」等関連規定により公開することがある。

(カ) 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届けること。

(4) 応募書類の受付

ア 受付期間

随時

イ 受付場所

芦屋市精道町7番6号 市役所（東館） 2階 道路・公園課

ウ 注意事項

- (ア) 応募書類の提出は原則持参すること。(遠隔地の事業者で持参による申込ができない場合に限り、郵便等による受付を行う。郵便等による提出を希望する場合は、事前に相談すること。)
- (イ) 応募書類の提出時には、資料の内容を説明できる者が来館すること。
- (ウ) 審査は、受付先着順とする。審査中は新規で応募を受け付けない。同日に複数応募があった場合は、併せて審査することとする。

4 選定方法等

(1) 選定方法

芦屋市ネーミングライツ事業実施要綱の規定に基づき、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）による選定を踏まえ、芦屋市長がパートナーを決定する。

(2) 選定基準

審査委員会は、次の項目を基本に、公平かつ適正に審査し、選定する。

ア パートナーとしての特性

- (ア) 応募者概要等
- (イ) 社会貢献実績
- (ウ) 応募動機等

イ 希望愛称名

ウ 提案金額

(3) 選定結果の通知

決定後、応募者に文書で通知するとともに、決定したパートナーを市ホームページ等で公表する。

(4) 協定の締結

決定したパートナーは、愛称付与に関する協定を市と締結すること。

5 問い合わせ先

芦屋市 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

電話：0797-38-2062

F a x : 0 7 9 7 - 3 8 - 2 1 6 3

M a i l : douro@city.ashiya.lg.jp